

工事特別仕様書

- 1 工事名 2年災 農地・農業用施設災害復旧工事 根折2地区
 2 工事場所 大島郡和泊町 根折 地内
 3 工期 145日間

第 1 章 総則

2年災 農地・農業用施設災害復旧工事 根折2地区の施工に当たっては、鹿児島県農政部制定「農業土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という)、「農業土木施工管理基準」(以下「施工管理基準」という)、「工事請負契約書」及び「設計図書」に基づいて実施する。共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第 2 章 工事内容

1 目的

この工事は、2年災 農地・農業用施設災害復旧工事 根折2地区の事業計画の一環として、道路整備を行うものである。

2 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

主要工事内訳

工 種	規 格	数 量	備 考
【94-1003号農道】		16	m
舗装復旧工(As)		1	式
表層工	密粒度As t=4cm	55	m ²
上層路盤工	粒調碎石 t=7cm	55	m ²
下層路盤工	再生碎石 t=14cm	55	m ²
舗装取壊工		1	式
舗装版破碎	As舗装版	55	m ²
舗装切断工	As舗装版	8.4	m
殻運搬	機械積込(舗装版厚15cm以下)	2.2	m ³
産業廃棄物処分工	As殻	2.2	m ³
ガードレール(土中用)布設替		1	式
ガードレール撤去	土中建込用, B・C-4E	16	m
ガードレール設置	土中建込用, B・C-4E	16	m
付帯工			
嵩上100型	小型構造物, 人力打設 H=10cm	7	m
嵩上260型	小型構造物, 人力打設 H=26cm	2	m
【94-1004号農道】		74	m
表層工	密粒度As t=4cm	325	m ²
上層路盤工	粒調碎石 t=10cm	325	m ²
アスカーブ	155cm ² 以上175cm ² 未満	73	m
舗装取壊工		1	式
舗装版破碎	As舗装版	325	m ²
舗装切断工	As舗装版	8.8	m
殻運搬	機械積込(舗装版厚15cm以下)	13	m ³
産業廃棄物処分工	As殻	13	m ³
ガードレール(土中用)布設替		1	式
ガードレール撤去	土中建込用, B・C-4E	36	m
ガードレール設置	土中建込用, B・C-4E	36	m
石積工	雑石 控え50cm	13	m ²

3 工事数量

本工事の数量は、設計図面及び参考資料による。

受注者は本工事数量に関して疑義が生じた場合には、監督職員と協議すること。

4. 「週休2日」による施工

- (1) 本工事は、「週休2日」を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費(賃料)、間接工事費を補正し設計変更を行う試行対象工事である。
受注者は、週休2日を実施する希望がある場合、契約後週休2日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。
- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所日数が、4週6休以上となることをいう。
なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。
 - 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では、夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間(余裕期間設定工事の場合)のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
 - 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通じて現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- (3) 「週休2日」(4週6休以上)とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が21.4%(6休/28日)以上の水準に達する状態をいう。
なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (4) 「週休2日」(4週6休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - 1) 受注者は、「週休2日」の実施を希望する場合、契約後、「週休2日」の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - 2) 受注者は、「週休2日」の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。
なお、「週休2日」の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行う
 - 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により「週休2日」の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行う
 - 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (5) 監督職員が「週休2日」の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、間接工事費を補正し設計変更を行うものとする。
なお、市場単価等については、労務費分が明らかとなっていないことから、補正の対象としない。

1) 現場閉所状況

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率	28.5%(8日/28日) 以上	25%(7日/28日) 以上28.5%未満	21.4%(6日/28日) 以上25%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.02
現場管理費(率分)	1.06	1.04	1.03

2) 補正方法

発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、精算変更時の各経費を補正し、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更する。

なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、契約変更の対象とはしない。

5. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象である。
- (2) 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について(令和3年6月1日付け農地保全課長通知)」に基づき行うものとする。

- (3) 「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について(令和3年6月1日付け農地保全課長通知)」については、鹿児島県ホームページから取得できる。

第 3 章 施工条件

1 . 工程制限

この工事の施工については、所定の工期までに完成させ、翌年度の営農、一般交通の通行等に支障を来さないようにしなければならない。

2 . その他

受注者は、工事中に関係地元住民や官公署より交渉を受けた場合は、直ちに監督職員に申し出て指示を受けなければならない。

第 4 章 現場条件

1 . 土質

この工事の施工場所の土質は、砂質土・粘性土と想定している。

2 . 関係機関との連絡調整

沖永良部土地改良区、根折字公民館長などをはじめ、関係機関と連絡を密にし円滑な工事実施に努めること。

3 . 営農との関連

畑等に立ち入る場合は、土地所有者の承諾を事前に得てから立ち入り工事施工することとし、施工方法について地主と十分協議し、営農に支障のないよう施工すること。
また、周辺の農地についても耕作者等と連絡を密に行い、営農に支障のないように施工すること。

4 . 埋蔵文化財

当該事業区域内は、周知の遺跡(埋蔵文化財包蔵地)(別図参照)が確認されていることから、工事を行う際は、包蔵地の位置や文化財担当部局との協議内容を把握するとともに、現場作業員への周知を徹底し、適切な作業に努めること。
また、この施工場所は、分布調査、確認調査等に基づく届け出がされた地域である。
なお、当該区域については監督職員と協議のうえ工事着手すること。

当該事業区域内では、周知の遺跡(埋蔵文化財包蔵地)は確認されていないが、工事中に遺跡等が出土した場合は、直ちに工事を中止して監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

5 . 地下埋設物

工事施工中において、埋蔵文化財、水道管、ケーブル等を発見した場合は、直ちに工事を中止して監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

6 . 第三者に対する措置

(1) 騒音・振動対策

第三者(隣接建物等)への騒音・振動対策については、特に注意をはらい施工に当たっては、騒音・振動による被害を防止するため、十分な調査・計画をたてること。
また、ブロック積や墓・宅地・構造物等にヒビ、亀裂等が入らぬよう特に注意して施工するとともに毎日1回被害状況を調査すること。
資材等の運搬車両が宅地近辺の県道、町道等を通る際においても騒音・振動対策に注意すること。

周辺住宅とは、日頃より工事工程等の連絡を行い、良好な対話を図っておくこと。

なお、施工が原因で既存構造物、河川、作物等への被害が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。

(2) 土砂等の流出防止工

工事区域外への土砂等の流出防止のため仮沈砂施設等、防災施設を設け工事施工に伴う土砂等の流出防止に努めなければならない。

(3) 保安対策

通行止め等、工事箇所近隣の居住者等とは工事工程を報告する等積極的に地元対策を実施し、トラブルがないようにすること。

通行人の安全確保は十分に行うこと。

- (4) 第三者の指導
工事中、関係の地元住民や官公署より指導を受けた場合は、直ちに監督職員に申し出で指示を受けなければならない。
- (5) 環境への配慮
生コン車によるコンクリートの現場搬入を行った場合、生コン車の洗車水は現場で垂れ流すことなく生コン工場まで持ち帰り適切な処理をしなければならない。
- (6) 既存の建造物
工事の施工にあたり他の建造物、立木等に影響があるときは、監督職員と立会いを行い入念な注意と防護をすること。万一これらに損傷を与えた場合は、受注者の責任をもって直ちに復旧又は補償しなければならない。

7. 建設副産物

- (1) 適正処理に係る確認方法は次のとおりとする。
 - 1) マニフェスト情報を収録した磁気媒体(CSV形式)による確認
 - 2) 受渡確認票による確認
- (2) 工事完成書類に添付するマニフェストは、E票(写し)とする。
また、工事完了時点でE票が元請業者に返送されていない場合については、A票、B2票及びD票のうち元請け業者で保管する最新の票の写しを添付すること。
但し、この場合においても事後に元請け業者にE票が返送され次第、E票を提出すること。
- (3) 「建設副産物の適性処理及び利用促進」(別紙—1)を参照すること。

第 5 章 仮設

1. 工事用道路(維持管理)

近隣の県道、町道等を現場搬入道路として利用することとするが、一般運行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理しなければならない。

また、道路使用前に発注者及び道路管理者と現地確認を行い現状を把握した上で、写真等で記録する。

なお、補修が必要となった場合は、受注者の責任の有無等を踏まえ、設計変更に係る協議を行うことができるものとする。

2. 任意仮設

以下に示す仮設工は、任意仮設とし設計変更及び検査等の対象としない。

- (1) 仮設道路
受注者の判断で工事施工のため設置する仮設道路用地は、工事完了後、工事前と同じ状況に復旧し所有者の承諾を得ること。
- (2) 仮設排水路
受注者の判断で工事施工のため設置する仮設排水路用地は、工事完了後、工事前と同じ状況に復旧し所有者の承諾を得ること。
- (3) 水替工
降雨後の急激な増水による危険性に対処するため、毎日の気象情報を把握し、必要な現場対応を迅速に行うこと。
また、施工区域付近の生物等に影響を与えないように、汚濁防止等に努めること。

第 6 章 工事用地等

1. 受注者の裁量による工事用地等

発注者が確保している工事用地以外の用地(現場事務所及び資材仮置き場等)を受注者の裁量で確保する場合は、必要な手続き(一時農地転用等)を経た上で、受注者の責任において処理するものとする。

なお、工事完了後地権者等が土地の返還に承諾する旨を確認できる書類を提出するものとする。

第 7 章 工事用電力

この工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。

第 8 章 工事用材料

1. 規格及び品質

各種材料の使用にあたっては、同等以上の品質を有するもので、カタログ、各種成績書により材料使用承認を受けるものとする。

また、原則として監督職員の材料検収を受けるものとする。

(1) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートを使用するものとし、使用目的別の配合諸元は次のとおりとする。

種類	設計基準強度 (N/mm ²)	粗骨材最大 寸法(mm)	水セメント比 (%)	スランプ範囲 (cm)	セメントの 種類	適用工種
標準品	18	40以下	65以下	8	BB	嵩上工100型, 260型

※設計(構造計算)において、水セメント比が表の上限值より小さく設計されている場合それと整合するようにする。

※無筋コンクリートの粗骨材寸法は、部材厚16cm未満の場合は25mm以下、部材厚16cm以上の場合は40mm以下とする。

※水密性を考慮する場合は、水セメント比55%以下とすることを標準とする。

- 1) 生コンは原則としてJIS表示許可工事で、かつ、コンクリート主任技師は、コンクリート技士の資格をもつ技術者が在籍するとともにコンクリート製造能力、製造設備、品質管理状態及び運搬時間等を考慮して選定しなければならない。
- 2) 品質検査(JIS A5308-9検査)は、受注者が直接行うよう努めなければならない。止むを得ず生産者に検査のための試験を代行させる場合でも受注者が立会いし確認しなければならない。
- 3) 品質管理は、施工管理基準によるほか材合7日又は3日圧縮強度試験を行い、強度上疑義がある場合は、当該レディーミクストコンクリートの使用を中止することがある。
ただし、重要構造物以外で少量の場合は当該試験を省略することができる。
- 4) 場所打ち鉄筋コンクリート構造物及びプレストレストコンクリート構造物の施工にあたり、スランプ12cm以上のコンクリートを使用する場合は、下記ガイドラインを参考図書として活用するものとする。
流動性を高めた場所打ちコンクリートの活用に関するガイドライン
(平成29年3月 流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会)

(2) 路盤材

工種	材料	修正CBR	備考
下層路盤	再生切込 RC-40	30以上	
上層路盤	粒調碎石30mm以下	80以上	

※再生クラッシュランを使用する場合は、すり減り量は50%以下とする。

(3) 瀝青材料

プライムコートに使用する瀝青材料は、アスファルト乳剤PK3とする。

(4) アスファルト混合物

- 1) アスファルト混合物は、原則再生アスファルトを使用するものとし、混合物の標準配合は、アスファルト舗装要綱による密粒度アスコンとする。
- 2) 標準設計密度は、車道部2.35t/m³、歩道部2.20t/m³とするが、変更することがある。
- 3) 骨材寸法は13mm以下とする。

(5) 基礎碎石

- 1) 基礎用碎石は、再生切込碎石40mm以下とする。
- 2) 再生碎石40mm以下の粒度の範囲は、農業土木工事共通仕様書のとおりとする。
- 3) 再生クラッシュランを使用する場合は、すり減り量は50%以下とする。

(6) ガードレール

土中用は直柱GR-C-4Eとする。

2. カタログ, 各種成績書等

材 料 名	提 出 物	備 考
土砂碎石類	証明書, 試験成績書	
アスファルト混合物	配合設計書	密粒度アスコン(13)
アスファルト乳剤(JIS規格品)	配合設計書	浸透用PK-3
生コンクリート	カタログ, 試験成績書	18-8-40(高炉B)W/C65%
粒度調整碎石	カタログ, 試験成績書	M-30
再生クラッシュラン	カタログ, 試験成績書	RC-40

3. 材料保管

各種材料は, 使用前に破損, 変質の有無を検査し, 破損品, 変質品は使用してはならない。

また, 材料は破損変質を来さないように所定の場所に保管しなければならない。

第 9 章 施工

1. 一般事項

(1) 工事着手

耕作地を使用する場合には, 地権者, 耕作者に了承を得た後に行うこと。

(2) 水準点及び基準点

この工事の水準点及び基準点は, 図面に示すKBM, トラバース点を使用することとする。

(3) この工事の事業計画全体(営農防災計画を含む)について, 監督職員と打合せを行い, 営農に支障のない施設整備に努めなければならない。

(4) 施工に先立ち, 地区界, 基準杭等を現地で監督職員の立会のもとに確認しなければならない。

また, これらの杭は工事施工中にあっても移動しないように留意しなければならない。ただし, 施工上支障になる場合は, 監督職員と打合せのうえ引照杭等を設け終了後復元するものとする。

(5) 検測又は, 確認

この工事では, 下記の段階の検測又は, 確認について事前に監督職員と協議しなければならない。

また, 受注者は工程管理を密にし, 検測, 確認日の調整を行うよう努めなければならない。

工 種	作 業 段 階	備 考
地区境界の確認	丈量図を復元後	工事着手前
設計と現場の不一致	やり形, 丁張り設置後	
材料検収	主要材料到着後	
舗装版取壊工	施工前, 施工中	
表層工	施工前, 施工中	
上層路盤工	施工前, 施工中	
下層路盤工	施工前, 施工中	
ガードレール布設替	施工前, 施工中	
石積工	施工前, 施工中	
付帯工	施工前, 施工中	

※現場管理業務がある場合には確認項目, 時期, 回数等について監督職員と協議し, 指示を得ること。

また, 連絡体制等についても確認しておくこと。

2. 土工

(1) 掘削

1) 掘削に当たっては, 法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。法面の崩落により, ほかの施設に重大な影響が発生又はその恐れがある時は, 速やかに監督職員と打ち合わせなければならない。

2) 切土の法面は, 安定を確保しながら施工すること。

3) 掘削土は埋戻及び盛土に流用するものとする。但し, 流用に不適当な場合は, 搬入土等について, 監督職員と協議するものとする。

4) 掘削中湧水があった場合は, その処理について監督職員と協議しその指示により施工を行うこと。

また, 地下水位が高い場合も同様とする。

- 5) その他追加事項
- (2) 埋戻、盛土
- 1) 路肩及び構造物周辺の埋戻は、一層の仕上り厚が30cm程度となるようにまき出し、振動コンパクタ90kg級、又はタンパ60～100kg級、あるいは振動ローラ(0.8～1.1t)により、所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。
 - 2) 盛土は、一層の仕上り厚が30cm程度となるようにまき出し、振動ローラで所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。
 - 3) 路体盛土は、一層の仕上り厚が30cm程度となるようにまき出し、ブルドーザーで敷均して、振動ローラ等で所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。
 - 4) 路床盛土は、一層の仕上り厚が20cm程度となるようにまき出し、ブルドーザーで敷均して、振動ローラ等で所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。
- 5) その他追加事項
- (3) 建設発生土
- 建設発生土は、(別紙-1)に基づき適正に処理しなければならない。
また、仮置等をする場合は、降雨等により外部へ流出したり、災害の発生がないように十分留意し、管理しなければならない。

3 . 基礎工

- (1) 砂基礎
- 砂基礎の締固めは、振動コンパクタ90kg級又はタンパ60～100kg級により3回以上転圧しなければならない。
- (2) 基礎碎石
- 基礎碎石は、再生材40mm以下を均等に敷均した後、振動コンパクタ90kg級(又はタンパ60～100kg級)により転圧を行い、所定の密度を確保しなければならない。

4 . コンクリート

- (1) 打設
- 1) コンクリート打設は、型枠、配筋配置の、それぞれの検査を受けた後、打設するものとする。
 - 2) コンクリートの打設に当たっては、硬化時の発熱によるひび割れ等の発生に十分注意をしなければならない。
 - 3) 打設工法については監督職員と打合せるものとする。
- (2) 養生
- 現地の気象条件等を十分考慮のうえ、コンクリート打設後に急激な温度変化、湿度、乾燥等の有害な影響を受けないよう十分に注意して養生しなければならない。

5 . コンクリート二次製品

6 . 舗装工

- (1) 路床不陸修正
- 路盤施工に先だち路床面の仕上げは、モーターグレーダで敷均し、路床改良工のない路線については、マカダムローラ10～20t級及びタイヤローラ8～20t級により十分に締固めなければならない。
- (2) 路盤工
- 下層、上層路盤工は、路盤材をモーターグレーダで敷均し、マカダムローラ10～12ton及びタイヤローラ8～20ton級により所定の密度が得られるまで締固めなければならない。
- ただし、側溝及び路肩ブロック接近部については、タンパ60～100kg級により所定の密度が得られるまで締固めなければならない。

材料	路盤の品質管理(密度)規格値	備考
再生碎石	93%以上	
粒調碎石	93%以上	

- (3) アスファルト舗装工
- 1) マーシャル試験に対する基準値は、アスファルト舗装要綱によるものとし突固め回数は50回とする。
 - 2) 表層工の施工にあたっては、プライムコート(アスファルト乳剤PK-3)1~2 $\frac{kg}{m^2}$ 程度を路盤面に均一に散布し、密着をはからなければならない。
 - 3) プライムコートを施工してから交通開放するときは、プライムコートの上に砂0.3 $\frac{m^3}{100m^2}$ をまいて保護しなければならない。
 - 4) 表層工は振動ローラ3~12t級及びタイヤローラ8~20t級により締固めなければならない。

7. 道路復旧工

道路及び法面の復旧は、工事開始前の状態に復旧すること。
また、道路舗装復旧等は、沈下しないよう十分に転圧し復旧することとし、沈下等があった場合は、受注者の責任で処理すること。

8. 耕地復旧工

表土剥ぎ、表土埋戻は、現況の厚さを剥ぎ戻すこととし、埋戻の法面、畦畔等は締固め、築立を十分行わなければならない。

工事施工により踏み荒らした場合は、均平にした後60cm以上深耕し、更にロータリーにより碎土を行い耕作に支障のないように復旧して、土地所有者または、耕作者の承認を得るものとする。

- (1) 畑地部
表土の厚さは、60cmと想定している。
- (2) その他工事施工上必要な用地については、関係者並びに監督職員と復旧工法について十分打合せの上、後々、問題の生じないよう適切に復旧しなければならない。

9. 仮設工

仮設工については、「共通仕様書」「土木工事等施工技術安全指針」に則り適正に設置、管理を行うこと。

第 10 章 施工管理

1. 施工管理の基準

- (1) 施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準は、監督職員と協議すること。
- (2) 施工管理基準の変更及び除外項目は、協議による。
- (3) 施工管理における規格値は、施工管理基準の管理基準値(参考)を満たす値、もしくは別途定めた社内規格値を採用するものとする。ただし、社内規格値については、施工管理基準の管理基準値を満たす値とする。

2. 土質試験

- (1) 土質試験は施工管理基準に則り行い、疑義があればその都度、監督職員と協議すること。
- (2) 路床面で平板載荷試験または現場CBR試験を行うこととし、目標とする値についてはCBR3以上、又は、それに相当するK値以上とする。

第 11 章 土砂流出防止対策

1. 調査

施工計画書を作成するのに先立ち実施するものとする。

現場内を把握するため設計図書を持参し、工事対象区域内の湧水箇所、排水状況、土地利用状況、農地保全施設、土砂流出防止施設、動植物の生態系、気象及び被害状況等を調査し土砂流出防止対策を検討するものとする。

また、取り付け道路、施工区域外部の排水路の流末処理状況、緊急時に影響が及ぶ可能性のある一帯の民家等重要な諸施設の調査を行い、土砂流出防止対策工法を検討する。

2. 施工計画書の作成

正確、安全な計画を立てることはもとより、現地調査等により検討した土砂流出防止対策工法(発生源対策、流出防止対策、自然環境保護対策等)を加味した施工計画書を速やかに作成し、提出しなければならない。

- 3 . 土砂流出パトロール
降雨時には現場内の法崩れ，その他河川(海)への流出の恐れのある箇所などを事前にパトロールし，危険箇所や流出があった場合，応急的な措置をとると共に，その結果を監督職員に報告し日誌に管理するものとする。
- 4 . その他
上記事項に留意し，地区内からの土砂流出は完全に防ぐ心構えで工事施工すること。

第 12 章 条件変更の補足説明

この工事の施工に当たり，自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合，あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に関連する主な事項は，次のとおりである。

- 1 . 第2章の2，3の工事概要及び工事数量に変更があった場合
- 2 . 掘削にともない，第4章の1の土質に相違があった場合
- 3 . 転石や岩盤等の出現
- 4 . 地下水位が高い場合，あるいは湧水がある場合
- 5 . 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現
- 6 . 排出ガス区分
- 7 . ラフテレーンクレーン，トラッククレーン及びクローラクレーン4.9t吊の賃料は，公共事業設計単価表の日標準賃料で積算しているが，賃貸期間がラフテレーンクレーン，トラッククレーンの合計で24日未満となる場合，クローラクレーン4.9t吊で20日未満となる場合は，通常賃料での積算として設計変更の対象とする。

第 13 章 安全管理

- 1 . 工事施工の安全を期するため，共通仕様書第1章第1節1-1-42「諸法令，諸法規の遵守」の法律，規則等を守らなければならない。
- 2 . 交通管理については，工事現場内外のトラブル，交通事故の絶無を計り，一般交通の安全性を確保しなければならない。
- 3 . 工事現場を標示する工事板(工事予告版，工事名標識板，協力依頼板，協力感謝板等)は，規定の本数を規定の位置に設置すること。
また，工事区間内は車の通行に支障のないように路面を整理して，安全ロープ，防護柵，夜間標識，バリケード等を設置して，事故防止に努めなければならない。
- 4 . 工事施工のための安全対策は，(別紙—2)による。

第 14 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合には，必要に応じて監督職員と工事打合せ記録簿及び打合せ書により協議するものとする。

第 15 章 その他

- 1 . 前払金及び部分払い，中間前払
前払金は，40%以内で支払うことができる。
前払金及び部分払い，中間前払に必要な請求書等の書類は，工事打合せ簿とともに監督職員へ提出するものとする。
- 2 . 検査
(1) 工事は，関係機関の検査及びその他の関係機関の検査を受けることがある。その結果，手直し等を生じた場合は，受注者の負担でこれに応じなければならない。
(2) 検査に当たっては，現場代理人及び主任技術者並びに施工管理責任者は必ず立会いしなければならない。
(3) 検査に必要な資料の提出及び測量器械並びにその他の機材の準備については，検査員の指示に従わなければならない。
(4) 検査ヶ所の修復は，検査員の指示により受注者の負担で速やかにこれに応じなければならない。

- (5) 中間検査は、原則として概ね進捗50%時点又は、不可視部分の施工が終了した時点を目途に行うので、時期及び検査内容について監督職員と協議すること。

3. 提出書類

- (1) 工事工程管理に基づき、月末の工事進度見込みを当月25日までに報告するものとする。
- (2) 共通仕様書に基づく施工計画書は、契約締結後速やかに提出しなければならない。
- (3) 必要に応じて工事着手までに、該当する市町村の土砂流出防止対策要綱に基づき定められた様式により「工事着手届出」を提出する。
- (4) 出来高数量等は、契約工期期限の概ね1ヶ月前までに提出する。

4. 施工体制等点検

- (1) 施工体制台帳の作成等について

本工事の受注者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく(遅くとも下請工事の着手前までに)提出すること。

また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。

- (2) 施工体系図の作成等について

本工事の受注者は、工事を施工するために建設工事の一部または、以下の1)から4)の業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく(遅くとも下請工事または業務の着手前までに)提出すること。

また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について作成し提出すること。

- 1) 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- 2) 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- 3) 工事現場の警備(交通誘導を含む)を行う業務
- 4) その他監督職員が記載を指示した業務等

- (3) 点検対象工事

- 1) 下請契約がある場合

請負代金額	下請契約の総額が4,000万円以上	下請契約の総額が4,000万円未満
3,500万円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・様式-1 「施工体制点検票(事前確認)」 …特定建設業許可保有の確認 ・様式-2 「施工体制点検票(現場確認)」 …配置技術者の専任・兼任の要件確認 ・様式-3 「一括下請負に関する点検票(元請実質関与)」 ・様式-3-1, -2 ・様式-4 「一括下請負に関する点検票(下請負人用)」 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式-1 「施工体制点検票(事前確認)」 ・様式-2 「施工体制点検票(現場確認)」 …配置技術者の専任・兼任の要件確認 ・様式-3 「一括下請負に関する点検票(元請実質関与)」 ・様式-4 「一括下請負に関する点検票(下請負人用)」
3,500万円未満	—	<ul style="list-style-type: none"> ・様式-1 「施工体制点検票(事前確認)」

- 2) 下請契約がない場合

請負代金額	
3,500万円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・様式-2 「施工体制点検票(現場確認)」 …配置技術者の専任・兼任の要件確認
3,500万円未満	点検対象外

5 . 現場代理人の兼任

(1) 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金の変更、契約の解除等を除く。)を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

- 1) 兼任できる工事は2件までとし、それぞれの工事の請負金額の合計が3,500万円未満であること。

※設計変更により、兼任する工事の請負金額の合計が3,500万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。(現場代理人の負担軽減措置)

その場合は、「現場代理人等選任(変更)通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと。

- 2) 発注者又は監督職員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- 3) 兼任する工事は、同一市町村内又は工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲
- 4) 発注者又は監督職員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- 5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。
- 6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

(2) 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、兼任(変更)申請書(別紙-3)を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ現場代理人等選任(変更)通知書により発注者に通知すること。

6 . 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

7 . 構造物等の充分確認

施工者は、構造物の設計図面等が現地に適合しているか、安全上問題ないか、維持管理上問題ないか等を常に考え確認しながら施工を進め、構造の変更が必要な場合は、必ず監督職員の指示を得てから施工すること。

なお、施工者の確認不足により施工し支障が生じた場合は、受注者の責任において対応すること。

8 . 架空線の防護措置

架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合には、監督職員と協議し契約変更の対象とする。

9 . 施工計画書作成の留意点

施工計画書の作成にあたっては、前記の工事内容、現場条件及び受注者の現地調査、並びに経験上の提案等を反映させ、監督職員の確認を得ること。

10. 斜面崩壊による労働災害の防止対策について
 本工事は、「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン(平成27年7月策定 厚生労働省)」
<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0109/9511/2015911131020.pdf>
 の趣旨等を踏まえ、該当する施工箇所については、統括安全衛生管理体制の確立及び適切な統括安全衛生管理の実施及び作業主任者の選任等を実施すること。

11. 個人情報の取り扱い
 個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報取扱特記事項(別紙-4)を遵守しなければならない。

12. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は、以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上を選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。
- (4) 現場環境改善費の積算方法については、鹿児島県ホームページから取得できる「工事における現場環境改善費の積算要領」に基づき行うこととする。

計上項目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	① 用水・電力等の供給設備 ② 緑化・花壇 ③ ライトアップ施設 ④ 見学路及び椅子の設置 ⑤ 昇降設備の充実 ⑥ 環境負荷の低減
営繕関係	① 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) ② 労働宿舍の快適化 ③ デザインボックス(交通誘導員待機室) ④ 現場休憩所の快適化 ⑤ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	① 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) ② 盗難防止対策(警報器等) ③ 避暑(熱中症予防)・防寒対策
地域連携	① 地域対策費(農家との調整、地域行事等の経費を含む) ② 完成予想図 ③ 工法説明図 ④ 工事工程表 ⑤ デザイン工事看板(各工事PR看板含む) ⑥ 見学会等の開催(イベント等の実施含む) ⑦ 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 ⑧ パンフレット・工法説明ビデオ ⑨ 社会貢献

13. 法定外の労災保険の付保
 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第 1 条 総則

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「再生資源の利用の促進に関する法律」並びに「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の施行を受け、公共工事再資源の活用が求められることから、「鹿児島県農業農村整備事業における再資源活用に関する実施要領」及びその運用などに基づき、本工事にあたっては、以下の各条項に示す事項を厳守すること。

第 2 条 再生資材の利用

受注者は、下記の資材の使用に際しては、再生資材を利用すること。
また、使用に際しては「舗装再生便覧」等を遵守すること。

資材名	規格	備考
再生クラッシュアラン	RC-40	下層路盤

第 3 条 指定副産物の搬出

建設工事の施工位置より発生する建設廃材(コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊)及び建設発生木材は、最寄りの再資源化施設に搬出すること。
また、建設発生木材については、市町村の焼却施設、民間の焼却施設に搬出することとする。搬出後は、マニフェストのコピーを完成書類に含めて提出すること。
なお、建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により上記の指定によりがたい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

第 4 条 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画

再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含めて提出すること。
また、その実施状況の記録を完成書類に含めて提出すること。

第 5 条 特定建設資材の分別解体等・再資源化等(建設リサイクル法対象工事の場合)

500万円以上の建設工事は、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等について適正な措置を講ずること。
また、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。
ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

1. 分別解体等の方法

工程毎の作業内容・解体法	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離
アスファルト	(株)大輝	大島郡和泊町畦布1340-2	L=3.5km以下

※上記の施設は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

3. 受入時間 8時00分 ~ 17時00分
再資源化施設の営業時間による。

4. その他(仮置き等必要条件)
施工計画書において監督職員との協議のうえ、承認を得るものとする。

第 1 条 工事施工のための安全対策

1 . 分別解体等の方法

(1) 安全標識

- 1) 立入り禁止の標識
- 2) 制限速度及び注意の標識
- 3) 工事予告の標識
- 4) その他上記に準ずるもので掲示板, 看板, 立札, 安全塔, 各種標識, 掲揚塔, 保安塔, 回転灯

2 . 安全施設

(1) 工事現場の囲い, 手すり, 地すり(幅木)

- 1) 工事現場周辺の囲い, 有刺鉄線, ロープ等
- 2) 墜落の危険のある作業場所での手すり, 地すり, 安全ロープ等
- 3) 落下物に対する簡単な金網, 板等の防護施設

(2) 高圧機器の感電防止柵等

- 1) 地上に設置する変圧及び, 高圧負荷の機器の防護策等
- 2) 簡易クレーン等が道路又は, 道路上を横断する場合, 落下物に対する簡単な防護施設

(3) 警報装置等

- 1) 交通頻繁な出入口等に設置する警報装置(信号機, カーブミラー等)
- 2) 危険区域からの退避等を知らせる警報装置(鐘, サイレン等)
- 3) その他(トランシーバー, 保安燈の電池, 赤旗等)

(4) 交通安全施設等

バリケード, セーフティコーン, 進入防止柵, 歩道柵, 放送施設, その他警報施設, 遮断機等

(5) その他上記に準ずる危険防止施設

3 . 監視員等の配備

(1) 監視員

- 1) 線路に接近して行う作業で列車及び作業員の安全確保の必要な場合の監視
- 2) コンクリート橋梁仮設作業等の支保工の変形圧縮沈下等の監視
- 3) 土石の崩壊又は落下の危険のある作業場所での監視
- 4) 道路及び通路等に接近して作業をする場合の道路監視

(2) 誘導員

- 1) 土砂場, 崖縁, 見通し困難な場所, 工事用道路と一般道路との交差する箇所, 土石等の崩壊, 落下の恐れのある箇所, 又は他の作業箇所と接近する箇所等で安全上必要な箇所での誘導
- 2) 一般公道上で作業する場合の誘導
- 3) その他上記に準ずるもの

(3) 見張り員

- 1) 倒壊及びコンクリート塊, 鉄片等の飛散, 落下に対する災害防止に必要な場合の見張り
- 2) 見通しの悪いところの見張り
- 3) その他上記に準ずるもの

(4) 信号手

- 1) トラック等の出入頻繁な箇所の信号手
- 2) 点火(発破作業)の合図, 退避の合図(旗振り)のため
- 3) 危険作業及び交通頻繁な箇所の信号手
- 4) その他上記に準ずるもの

(5) 安全用品

保安帽, 命綱, 防じんマスク, 防毒マスク, 耳栓, 信号燈, 発煙筒等

第 2 条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に, 本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し, 監督職員に提出するものとする。

契約担当者 殿

請負者
商号又は名称
代表者の指名

印

現場代理人の兼任(変更)申請書

下記工事について、現場代理人を兼任したいので(変更)申請します。
なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

記

①兼任する工事 (申請工事)	主任技術者	
	現場代理人	
	工事名	
	工事場所	
	工期	
	請負金額(税込み)	
	現場代理人不在の間の緊急連絡先	氏名 連絡先
②兼任する他の工事	主任技術者	
	現場代理人	
	工事名	
	工事場所	
	工期	
	請負金額(税込み)	
	発注機関名	
	監督員氏名	
発注機関の連絡先		
③兼任する他の工事	主任技術者	
	現場代理人	
	工事名	
	工事場所	
	工期	
	請負金額(税込み)	
	発注機関名	
	監督員氏名	
発注機関の連絡先		
工事現場の相互の距離	①-②	km
	①-③	km
	②-③	km

※添付書類：兼任する他の工事の当初契約書(写し)
※兼任する他の工事の承認を得た場合は、写しを後日提出すること
※工事現場の相互の距離は直線距離とする

(別紙-4)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による工事の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行なわなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による工事に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
2 受注者は、この工事に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による工事に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(保有の制限等)

第3 受注者は、この契約による工事を行うために個人情報を保有するときは、その工事の目的を明確にするとともに、工事の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行なわなければならない。
2 受注者は、この契約による工事を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、工事の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による工事に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による工事に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この工事による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(下請工事の禁止)

第7 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う工事を第三者に請け負わせてはならない。

(資料等の返還)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが収集し若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、工事完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(実地調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による工事を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第11 発注者は、受注者がこの契約による工事を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。